平成 30 年 6 月 22 日海事局船員政策課

ILO 海上労働条約(MLC)の規範改正について

1. 経緯

- ○MLC の規範改正は、加盟国の政府代表・船舶所有者代表・船員代表から成る「特別 3 者委員会(STC)」で審議することとされている。
- ○第2回STC(平成28年2月8日~10日)において、IMOからILOに付託された「ソマリア沖で海賊被害を受けた船員及びその家族の福祉に関する暫定ガイドライン」のうち、特に懸念されている、船員が拘束された場合の賃金継続支払いに関する規定をA2.2 基準(賃金)に追加する案が、船員代表グループより提案された。
- ○その後、ワーキンググループ会合(平成 29 年 4 月 3 日~5 日)での審議を経て、第 3 回 STC(平成 30 年 4 月 23 日~27 日)において改正案が最終化され、先般開催された ILO 第 107 回総会で改正案が承認された。異議通告期間は 2 年間と定められた(改正の発効 予定は 2021 年 1 月頃)。
- ○ILO 総会の概要

開催日時:平成30年5月28日(月) ~ 6 月8日(金)

*MLC 規範改正承認に係る投票は平成30年6月5日(火)に実施。

開催場所:ILO 本部・国連欧州本部(スイス・ジュネーブ)

MLC 規範改正に係る投票結果: 賛成 372 票、反対 1 票、棄権 17 票

(注)投票者は、総会に出席した各国代表者

(それぞれ最大で政府代表2名、使用者代表1名、労働者代表1名。MLC 非加盟国を含む。)

2. 今回の MLC 条約改正の概要

- ○A2.1 基準(船員の雇用契約)に、各加盟国は、船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束された場合に、船員の雇用契約が継続することを要求する旨の規定を追記。
- 〇A2.2 基準(賃金)に、船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束された場合に、割当金の送金も含めた賃金等が継続して支払われる旨の規定を追記。
- ○B2.5.1 指針(権利)に、送還される権利が消滅しない場合として、海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で船員が拘束される場合を追記。